

令和2年度高知市指定障害福祉 サービス事業者等集団指導（障害） 【運営】

目次

<居宅介護・同行援護>

居宅介護計画（同行援護計画）の作成	1 ページ
サービス提供責任者の責務	2 ページ
重要事項説明書	2 ページ
研修	3 ページ
事故発生時の対応	3 ページ
勤務体制の確保	3 ページ
介護給付費の額に係る通知等	3 ページ
会計の区分	4 ページ
記録の整備	4 ページ

※ 本資料は次の条例等に沿って作成しています。

○高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（H25 条例第 13 号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準について（H18 障発第 1206001 号）

<よくある事例など>

■居宅介護計画（同行援護計画）の作成

1 アセスメント

- ・ 居宅介護計画（同行援護計画）を作成するに当たり、アセスメントを行っていない。

⇒ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画（同行援護計画）を作成しなければなりません。このことが分かるよう、アセスメントシート様式を定めて、その都度記録を残してください。

○H25条例第13号第27条第1項（居宅介護），第44条第2項準用第27条第1項（同行援護）

2 居宅介護計画（同行援護計画）の作成

- ・ 居宅介護計画（同行援護計画）の内容において、所要時間、日程等が明らかにされていない。
- ・ 居宅介護計画の計画期間が設定されていない。

⇒ 居宅介護計画（同行援護計画）の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護（同行援護）の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。

○H18障発第1206001号第三の3の(16)の②（居宅介護）

○H18障発第1206001号第三の3の(30)準用第三の3の(16)の②

3 居宅介護計画（同行援護計画）への同意及び交付

- ・ 同行援護計画の説明及び交付が遅滞している。

⇒ 居宅介護計画（同行援護計画）を作成した際には、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画（同行援護計画）を交付しなければなりません。居宅介護計画（同行援護計画）の目標や内容については利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うこととされています。

○H25条例第13号第27条第2項，H18障発第1206001号第三の3の(16)の①・③（居宅介護）

○H25条例第13号第44条第2項準用第27条第2項，H18障発第1206001号第三の3の(30)準用第三の3の(16)の①，③（同行援護）

4 居宅介護計画（同行援護計画）の実施状況の把握及び変更

- ・ 居宅介護計画（同行援護計画）の作成後、サービスの実施状況が把握・評価されていない。
- ・ 居宅介護計画に位置付けている台所の片づけ等行っているか確認できないサービス実施記録となっている。
- ・ 居宅介護計画の変更を行ったとき、その変更時期を始期とする目標期間を設けていない。

⇒ サービス提供責任者は、居宅介護計画（同行援護計画）作成後においても当該居宅介護計画（同行援護計画）の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画（同行援護計画）の変更を行います。また、サービス提供責任者は、他の従業者が行うサービスが居宅介護計画（同行援護計画）に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な措置を行わなければなりません。

○H25条例第13号第27条第3項，H18障発第1206001号第三の3の(16)の④（居宅介護）

○H25条例第13号第44条第2項準用第27条第3項，H18障発第1206001号第三の3の(30)準用第三の3の(16)の④（同行援護）

■サービス提供責任者の責務

- ・ サービス提供責任者が、「居宅介護計画の作成」に規定する業務のほかの責務を果たしていない。

⇒ サービス提供責任者は、「居宅介護計画の作成」以外にも、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行わなければなりません。

○H25条例第13号第31条第3項（居宅介護），第44条第2項準用第31条第3項（同行援護）

■重要事項説明書

- ・ 重要事項説明書への同意日の遺漏がある。
- ・ 指定居宅介護の提供開始年月日の遺漏がある。
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載していない。
- ・ 事業所の見やすい場所に重要事項説明書を掲示していない。

⇒ 支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければなりません。

○H25条例第13号第10条，H18障発第1206001号第三の3の(1)（居宅介護）

○H25条例第13号第44条第2項準用第10条，H18障発第1206001号第三の3の(30)準用第三の3の(1)（同行援護）

■研修

- ・ 障害者虐待防止をはじめ、従業員の資質向上のために必要な研修を実施していない。
- ・ 研修を実施した記録がない。

⇒ 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する必要があります。従業員の経験や力量、希望を踏まえて必要な研修を実施してください（外部における研修を含む）。研修を実施した場合には、資料だけ残すのではなく、実施状況を記録（研修内容、日時、出席者、場所等）してください。

○H25条例第13号第34条第3項，H18障発第1206001号第三の3の(22)の③

○H25条例第13号第44条第2項準用第34条第3項，H18障発第1206001号第三の3の(30)準用第三の3の(22)の③

■事故発生時の対応

- ・ 事故発生時の対応記録について様式を定めていない。

⇒ 指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくのが望ましいとされています。事故発生時の状況と対応、利用者の家族、市町村、相談支援事業者等への連絡、原因の解明、再発を防ぐための対策を講じたことが分かる様式を定めてください。

○H18障発第1206001号第三の3の(27)の①（居宅介護），第三の3の(30)準用第三の3の(27)の①（同行援護）

■勤務体制の確保

- ・ 事業所ごとに勤務表が作成されていない。

⇒ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。

○H25条例第13号第34条第1項，H18障発第1206001号第三の3の(22)の①（居宅介護）

○H25条例第13号第44条第2項準用第34条第1項，H18障発第1206001号第三の3の(30)準用第三の3の(22)の①（同行援護）

■介護給付費の額に係る通知等

- ・ 法定代理受領により市町村から受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していない。

⇒ 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければなりません。

○H25高知市条例第13号第24条第1項（居宅介護）、第44条第2項準用第24条第1項（同行援護）

■会計の区分

- ・ 会計に関する書類や記録等を整備していない。
- ・ 事業所の会計を事業ごと（居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、訪問介護事業等の別）に区分していない。

⇒ 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないとされています。

○H25条例第13号第42条（居宅介護）、第44条第2項準用第42条（同行援護）

■記録の整備

- ・ 指定居宅介護の提供に関する記録（居宅介護計画等）が整備されておらず、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存していない。

⇒ 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存しなければなりません。指定居宅介護の提供に関する記録とは、「指定居宅介護の提供に係る記録」、「居宅介護計画」、「苦情の内容等に係る記録」等のことです。

○H25 条例第 13 号第 43 条第 2 項， H18 障発第 1206001 号第三の 3 の (29) の①（居宅介護）

○H25 条例第 13 号第 44 条第 2 項準用第 43 条第 2 項， H18 障発第 1206001 号第三の 3 の (30) 準用第三の 3 の (29) の①（同行援護）